日高教ニュース
1045号　2026年11月20日

2026 年度日高教第 3 回定期中央委員会を開催

-教育情勢の変動を踏まえ、当面の取り組みを確認-

日高教は 11 月 2 日、参議院議員会館において 2026 年度第 3 回定期中央委員会を開催した。山能書記次長(愛媛)による資格確認の後、廣瀬中央執行副委員長(島根)が開会を宣言。議長に青山中央委員(徳島)、議事運営委員に河野中央委員(愛媛)を選出し、記録を藤原中央執行委員(島根)に委嘱した。あいさつに立った鯉沼中央執行委員長(栃木)は、教育 23 団体の全国集会に出席した際、「高等学校等の定数改善」「教職に就いた者に係る奨学金返還免除」「高等学校教育改革交付金の創設」などが要望として挙げられたことに言及。関文科大臣をはじめ各政党の教育部門担当者も来賓として参列しており、教育の未来に向けて一丸となり予算確保に努める姿勢が見られたと報告した。また、人事委員会勧告を受けた今後の各単組における取り組みや要求の必要性について強調した。



あいさつを行う鯉沼中央執行委員長

その後、横田書記長(福島)が一般経過報告を行い、承認された。続いて、山能書記次長による 2026 年度会計報告(中間)及び森田会計監査委員(島根)による監査報告が行われ、議事に移った。各議案の審議の概要は以下のとおりである。

第 1 号議案　「当面の取り組みに関する件」では、政治・経済・景気をめぐる情勢をはじめ、人事委員会勧告の状況、学習指導要領改訂に向けた議論を中心とする教育情勢の変動、教職員の待遇・勤務条件等をめぐる情勢などを踏まえ、執行部から 20 本の提案があり、すべて承認された。



監査報告を行う森田中央委員

(1)　「令和 8 年人事委員会勧告」及び「令和 9 年度地方財政確立」の要求貫徹に向け、公務労協等が主催・開催する各種会議や中央集会等へ積極的に参画・結集する。
(2)　教職員給与については、他の教職員団体との連携を図り、共通の要望に関しては文科省や総務省、財務省等に対する要請を展開するとともに、各単組への迅速な情報提供等に努める。
(3)　予算編成期の取り組みを強化するため、日高教秋季独自要請行動(11 月)を開催し、関係省庁への要請を行うとともに、必要に応じて政党及び県選出国会議員への要請行動を実施する。
(4)　教育関係 23 団体と連携し、教育予算の増額や教職員定数の改善、少人数学級の実現を求める。また関係諸団体とも連携を深め、情報交換や共同での要望書提出など、広範な運動を展開する。
(5)　教職員の働き方改革を実効あるものにするとともに、超過勤務是正に向けた教職員の業務の縮減や、高校標準法の改正等を求める。部活動の地域展開にあたっては、高等学校段階及び各自治体の実情を踏まえた働きかけを行う。
(6)　教職員が本質的な授業や指導に専念できるよう、児童生徒の安全管理や ICT を活用した学習支援、部活動指導・会計業務などの「学校と教師が担う業務の 3 分類」に即した負担軽減を図るとともに、教員業務支援員をはじめとする外部人材の十分な配置拡充を求める。
(7)　給特法の見直し及び教職調整額や特殊勤務手当(部活動指導手当等)の更なる改善に向け、日高教の基本方針にもとづき、関係各方面への働きかけを継続する。
(8)　学校における AI 活用や教育 DX の推進にあたっては、高度なセキュリティを担保した端末・回線等の通信インフラ整備と必要な予算措置を求めるとともに、自治体・学校間におけるデジタル格差の解消や、教員の負担増を招かない環境の整備を求める。
(9)　学校・教師が担う業務の 3 分類への対応や教育課程の見直しなど、教育の質を担保しつつ業務の効率化を図る取り組みが、教職員への過度な管理強化につながらないよう求める。
(10)　教職員給与の在り方や教職員の働き方改革、及び学校・教師が担う業務の 3 分類にもとづく業務効率化については、「2027(令和 9)年度 給与・勤務条件改善要求のための調査(日高教アンケート)」の結果を活用し、エビデンスにもとづいて日高教の意見反映を関係機関に働きかける。
(11)　「N-E.X.T.ハイスクール構想」の展開に向け、「高等学校教育改革交付金(仮称)」の確実な予算確保を関係省庁に働きかけるとともに、全国教育研究集会等を活用して成果や課題の共有を図る。
(12)　深刻化する教員不足の解消に向け、奨学金返還免除制度の確実な再構築と拡充を求める。
(13)　教員採用試験の一次試験共通化等の動向を注視・検証し、地方における教員確保や自治体独自の教育方針が反映される採用制度の安定に向けた取り組みを求める。
(14)　学習指導要領改訂に向けた中教審部会等の動きを注視するとともに、パブリックコメント等を通じて日高教の意見集約と表明を進めていく。
(15)　第 72 次全国教育研究集会(11 月 28 日、栃木県)を開催し、学校現場における主体的な教育研究を深めるとともに、教育改革等に対応した意見反映を求める取り組みを行う。
(16)　教育公務員の専門性を尊重した処遇改善を求める。特に高齢期雇用に関しては、各自治体において定年引上げの制度設計が円滑に進むよう働きかけるとともに、暫定再任用職員を含め、適切な賃金・労働条件の確保等を求める。
(17)　東日本大震災をはじめ、全国の各被災地における学校教育の復興・再生のため、引き続き、学校現場の実態に応じた必要な措置を求める。
(18)　本部において、中教審や人事院から給与・諸手当・教育制度等に関する情報を迅速に収集し、各単組への速やかな情報共有をはじめとする情宣活動の強化に努める。あわせて、教育施策等に対して日高教の意見を積極的に反映させるべく取り組んでいく。
(19)　加盟組織の課題解決や全国ユニオン等の組織拡大に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、組織の維持及び加盟単組の負担軽減を踏まえた日高教の今後の在り方についての意見交換を行う。
(20)　その他必要に応じて有効な取り組みを展開する。

第 2 号議案　「2026 年度会計報告(中間)並びに会計監査報告に関する件」では、一般会計及び特別会計の各項目について審議が行われ、原案通り承認された。

第 3 号議案　「2026 年度役員選挙に関する件」は、日程及び役員定数等に関して審議され、原案通り承認された。

第 4 号議案　「2027 年度日高教行事計画(案)に関する件」は、提案のとおり承認された。なお、本案は次回の第 4 回定期中央委員会で最終確定する。

第 5 号議案　「日高教規程改正に関する件」は、議事運営規定における資格審査の項目に関して審議され、原案通り承認された。

第 6 号議案　「その他に関する件」では、次年度開催予定の第 73 次全国教研に関する事項について提案がなされ、承認された。

最後に、池内中央執行副委員長(愛媛)による閉会宣言をもって、第 3 回定期中央委員会を終了した。

日高教ニュース
1045号　2026年11月20日

2026 日高教秋季独自要請行動

−予算確定期に向け、文科省･総務省･厚労省･財務省・こども家庭庁に要請−

日高教は 11 月 2 日、令和 9(2027)年度政府予算編成期を目前に控え、教育環境の充実、教職員の待遇及び勤務条件等の改善をめざし、中央執行部･中央委員・各県教財部長を中心とする 23 名により「日高教秋季独自要請行動」を実施した。文部科学省、総務省、厚生労働省、財務省及びこども家庭庁の関係各省庁に対し、各県の実情を踏まえた要請を行った。また、各単組においても各県選出国会議員に対する要請を行った。関係各省庁への主な要請内容及び回答は以下のとおりである。

〈文科省要請〉

文科省からは、初等中等教育局財務課企画調査係長、初等中等教育局教育職員政策課企画係長、初等中等教育局高等学校振興課高校教育改革室専門職、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課予算総括係長ら 4 名が対応した。日高教からは、水沼大徳中央執行委員(栃木)を団長とする 5 名が参加した。


要望書を手交する水沼中央執行委員

日高教:1. 令和 9(2027)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1 学級あたりの標準生徒数を全日制課程 30 人、定時制課程 20 人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、教員 1 人あたりの担当授業時数が週 15 時間以下となるよう、取り組まれたい。

文科省:公立義務教育諸学校の学級規模の標準については、令和 7 年度に完成した小学校の 35 人学級に引き続き、義務標準法の改正により令和 8 年度から中学校 35 人学級化を段階的に実施しているところである。まずはこの中学校 35 人学級の実施を着実に進めていきたい。そのうえで高校段階についてであるが、中学校段階までの教育の基礎の上に身につけた発達及び進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を施す学校段階である。定時制をはじめ生徒のニーズに合わせた多様な課程や学科が開設されていることを踏まえると、学級担任や教科担任の必要な基礎的教職員定数は、収容定員に応じて算出する仕組みとなっている。そのため、義務段階と高校段階では必ずしも学級集団の規模について同様に考えられるものではないと認識しているが、高等学校の 35 人学級を含む中長期的な指導体制の充実については、現在進めている高等学校教育改革の状況、中教審で議論されている教員養成の在り方、次期学習指導要領に関する議論等を踏まえ、幅広く検討を行っていきたい。

日高教:義務教育段階で 35 人学級の整備が進められているなかで、高校においては 30 人学級を理想として求めたい。その理由は生徒全員を卒業させたいからである。横 6 列・後ろ 5 列の 30 規模であれば、教師と生徒 1 対 1 の距離感で寄り添うことができ、指導が行き届くようになる。定員を超えると物理的・心理的距離が離れてしまい、支援が行き届きにくくなる。30 人規模であれば、家庭環境等により愛情を受けずに育った生徒に対しても、教員が心のなかに入り込んで人間関係や愛情を教え、立て直すことが可能となる。最終目標は 30 人学級である点を理解いただきたい。また、授業時数について、前回の文科省資料では高校の平均が 14 時間とされていたが、日高教で実施した最新の調査では平均 16.7 時間であり、文科省データより 2.7 時間多いのが現状である。日高教としては理想の授業時数を 14.9 時間と設定している。特別支援学校についても現状 20.7 時間に対し、理想は 18.9 時間という結果が出ている。文科省のデータよりも負担が大きい実態があるため、再調査をお願いしたい。

日高教:栃木県の実情として、私立高校が充実していることから私立人気が高まる一方、県立高校(特に実業高校)には支援を要する、いわゆるグレーゾーンの生徒が多く在籍する傾向にある。自身も昨年まで 3 年間担任を務めたが、クラスの半数以上が該当すると思われる生徒であった。30 人規模であれば担任や教科担当が寄り添うことができ、結果として 23 人中 20 人を無事卒業させることができた。少人数で丁寧な指導体制が整っていた成果だと感じている。生徒数に応じた学級規模だけでなく、教員定数の算定基準についても同時に改善を図っていただきたい。

文科省:すべてを同時に進めていくことは困難である一方、中学校 35 人学級化が完了して終わりという訳ではない。その先にある義務段階における更なる少人数化や高校をどうすべきかを考えることは重要であると認識している。授業時数の件も含め、いただいたご意見をしっかり受け止めて検討していきたい。

日高教:(4)教員不足の解消及び優秀な人材の確保に向け、大学等で奨学金の貸与を受けた者が教員に着任した場合の返済免除制度について、地方自治体の独自の返済支援事業への財政措置を含め、確実な予算措置を講じられたい。

文科省:文科省としても多様で質の高い教師のなり手を確保するため、令和 7 年度(昨年度)より教職大学院を修了して翌年度から正規採用となる教師を対象に、奨学金返還支援制度を開始した。さらに、令和 9 年度概算要求においては、教師の魅力向上に向けた目標・計画を定めた自治体を支援するという新規事業を盛り込むとともに、学部段階も含めた奨学金返還負担の更なる軽減について要求を行っているところである。 文科省として、質の高い人材確保に向け、財務省や関係省庁としっかりと協議・調整を進めていきたい。

日高教: 奨学金返還免除は非常に切実かつ効果的な施策である。徳島県では県庁の行政職(土木)において奨学金の返済免除制度を導入したところ、志願者がそちらへ流出し、本年度の教員採用試験における「土木」の受験者がゼロとなる事態が発生した。教員をめざして送り出した本校の卒業生も、行政職へ進路変更し教育実習に来なくなる事例が起きている。現在指導している高校 3 年生でも土木職志望者が例年の倍近くに増えており、公務員をめざす生徒が教員ではなく行政職(土木)へ流れる傾向が見られる。是非教員に対しても奨学金返還免除制度の対象拡大を進めていただきたい。

文科省:自治体の土木職における奨学金返還免除の事例については存じ上げなかったが、教師のなり手確保及び資質向上は極めて喫緊の課題であると認識している。教員確保に資する奨学金返還免除等の政策を実現できるよう、引き続き財務省等の関係省庁と協議・調整を進めていく。

日高教：(15)高校教育改革や子どもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるよう、交付金等の新たな財政支援を図られたい。また、体育館・武道場・特別教室・実習施設等への空調設備の設置・更新に関する補助制度を大幅に拡充されたい。

文科省：令和９年度概算要求における「高等学校等教育改革交付金」の算定・交付にあたっては、都道府県の実行計画にもと高校教育改革が円滑に実施できるよう取り組んでいく。また、公立高校の施設・設備については原則として自治体の一般財源や地方債により実施されるが、一定の要件を満たす事業については地方債の元利償還金に対する地方財政措置がこうじられている。また、体育館・武道場の天井等の改修工事については国庫補助率を 1/3 から 1/2 に嵩上げしており、特別教室も 1/3 補助を行っている。地方債措置とあわせて自治体の実質負担を軽減する制度設計としており、今後も予算額の確保に努めていく。

日高教：愛媛県では、半年以上かけて体育館の長寿命化工事を完了させたのにもかかわらず、再開から 1 週間ほどで天井のモルタルが落下し、部活動中（バドミントン部）の生徒の頭近くに落ちるという施工不良・事故が発生した。再工事が困難なため、モルタル落下防止のネットを張る作業にさらに 3 カ月以上を要した。その間、体育館が使用できず雨天時の活動が制限され、3 クラス合同体育や座学（保健等）への差し替えを余儀なくされたため、教育環境の整備を早急に進めていただきたい。また、体育館の空調設備について、愛媛県では計画策定に向け 650 万円の予算が計上されたが、自治体の独自財源のみで全校に一括設置することは困難であるとの見解が示されている。徳島県のように設置が進んでいる地域がある一方、高校段階への設置が未着手であったり、特別支援学校が優先されて普通科高校が後回しになったりしている地域も多い。防災・災害避難所の観点からも、国からの積極的な財政支援をお願いしたい。

文科省：高校の老朽化の現状については把握をしている。高校教育改革に資する内容をもとに交付金の優先採択を進めて要望に応じていきたい。

日高教：3. 公立学校教職員の定年引上げにおいては、総務省等と連携し、現在の暫定再任用制度等も担保した予算を確保されたい。特に、教職員の業務の特殊性及び同一労働同一賃金の観点から、定年引上げ対象者と暫定再任用等の賃金格差を、各種手当の見直しなどにより是正されたい。また、給与カーブの変更も必要であることから、55 歳以上の原則昇給停止の見直しを図られたい。

文科省：公立学校の教職員を含む地方公務員の給与は、地方公務員法にもとづく「国家公務員等との均衡の原則」等により、各自治体の条例で定められている。定年引上げに伴う給料制度は公務員全体に共通する制度であるため、7 割水準とされている俸給月額などを直ちに引上げることは困難である。ただし、総務省の質疑応答にあるとおり、期末勤勉手当の支給割合や身分保障等の観点から、60 歳超の処遇は現行の再任用職員より改善される見込みである。また、総務省の質疑応答集の説明では「60 歳を超えても引き続き同一の職務を担う場合、給料水準を維持することが望ましいこと等により、俸給月額の 7 割措置が当分の間の措置と位置づけられている」とあり、60 歳前後の給与が連続的なものとなるよう、令和 13 年 3 月の定年引上げ完成までに人事院において検討し必要な措置を講ずることとされている。文科省としても政府全体の動向を注視していきたい。

日高教：人事院・人事委員会勧告に伴い、暫定再任用の教員と定年延長された教員の給与間で逆転現象が生じるケースが見られる。定年延長に伴い勤務を続ける教員の基本給が高く設定されるべきと考えている。また、55 歳での昇給停止及び 60 歳超での給与 3 割カットにより、現場からは「大幅に減額された」との落胆の声が出ている。実業高校や進学校等では若手の採用が絞られてきた影響でベテラン教員の比率が高いが、60 歳を超えてもクラス担任、学年主任、分掌の課長（進路指導部長、生徒指導部長等）など、正規教諭と全く同じ業務量をこなしているのが実態である。「同一労働同一賃金」の観点からも、業務に見合った手当や制度設計を行ってほしい。実際、担任を持つ 60 歳の女性教員が、勤務条件の厳しさから定年延長期間を残して今年度限りでの退職を希望している。優秀なベテラン教員が途中で離職することは教員不足に拍車をかけるため、早期退職を防ぐ環境整備をお願いしたい。

日高教：定年延長・暫定再任用教員からは、「民間企業では給料引下げに伴い業務量も削減されるが、教員は業務量が変わらないまま給与のみが下がる」との不満が強い。給料が下がるのであれば業務量を削減するか、業務量を減らせないのであれば給与水準を考慮すべきである。また、栃木県では要望しているが、教員定数の計算において、定年延長・暫定再任用教員を「1 人=0.5 人」等とカウントする仕組みが導入されれば、現場の加配増につながり、一人あたりの業務量が削減される。こうした定数上の工夫も含め、制度改善に向けた取り組みを検討していただきたい。

文科省：給与制度は一般の公務員制度全体のなかで議論されるべき共通の仕組みであるが、文科省としても人事院や総務省と連携・注視し、現場の声に寄り添った検討が進むよう取り組んでいきたい。

〈総務省要請〉

総務省からは、自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室係長、自治財政局調整課係長、消防庁国民保護・防災部防災課係長ら 3 名が対応した。日高教からは、鈴木知洋中央執行副委員長（福島）を団長とする 5 名が参加した。



要望書を手交する鈴木中央執行副委員長

日高教：1. 地方公務員法第 24 条 2 項にもとづき、物価高騰や生活実態を踏まえ、地方公務員の生活が維持・改善できる給与水準を確保するよう各自治体に助言されたい。

総務省：地公法にもとづき、地方公務員の方々の生活が維持改善できるよう優先すべきであるとの提言については認識している。例年の回答になるが、総務省としての意見は、地方公務員法第 24 条にある「均衡の原則」等にもとづき、各地方公共団体の条例等で定めているという立場である。当省としては、これまでもこの同法等にもとづき、住民の方々に必要な説明を行ったうえで理解が得られるよう、適正な内容とすべきとの考えから必要な助言等を行っていく。

日高教：物価高騰の影響が現場の教職員にも押し寄せている。人事委員会勧告によって給与引上げは改定の勧告がなされているものの、それを上回る物価上昇により、生活費等の負担感が強まっている。日高教が実施したアンケート調査結果でも、昨年度に引き続き家計負担が高くなっている実態が示されている。本年度の状況を世代別に見ると、若手世代では食費や生活費の負担が大きく、30～40 代では住宅費やローンの負担が高くなっている。教育現場では教員不足が進んでおり、教員をめ

ざす若者が減っている。少子化が加速し若手新規採用者の獲得競争が激化するなか、魅力ある給与体系の構築は不可欠である。自治体において人件費が増加する分、他の教育関連予算が縮減されることがないよう、総務省からも助言を行っていただきたい。

総務省：現場の声を寄せていただき感謝する。教員の給与に関しては文科省の所管となる部分もあるが、広く一般の地方公務員給与についてお答えする。給与決定の原則においては「均衡の原則」があり、大きく３つの柱で構成されている。制度面については公務類似性を勘案して国家公務員の給与制度等を参考とし、勧告の内容については地域の民間給与の実態を踏まえて決定するため、民間の給与調査を実施している。物価高騰や人材不足という課題は教員に限らず広く一般の技術職や事務職にも当てはまるものである。地方公務員法の原則にもとづき、住民の理解が得られるよう適正に対応していく必要がある。

日高教：2. 地方財政の確立と教育財政措置の拡充について、次の事項を反映されたい。
(1)地方における公立高校教育などの地域公共サービスの重要性から、その財源を保障するため、地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図られたい。

総務省：公立高校に関しては、高校教育の普及や学習機会の均等を図る地域社会に根差した重要な存在であると認識している。当省としては、これまでも教育等に係る主要な財源の確保等について関係者省庁に対し要請を行うとともに、地方財政計画の歳出に総額計上したうえで適切に把握している。令和８年度においては、高校教育改革実行計画にもとづく施設・設備の確保整備を対象とした「高校債」というものを設置した。当省としては、公立高校の運営費等に対して適切な特別措置を講じるとともに、公立高校の振興に向けて文科省と連携して取り組みを進めていく。

日高教：勤務校（福島県いわき市勿来地区）では県内の再編計画が進められており、１学年１クラスの小規模校となっている。地域から本校がなくなると、いわき市南部には実業高校しかなくなり、普通科をめざす生徒は広域通学を余儀なくされる。また、本校は特別支援学校の分校と校舎を共有しており、地域の特別支援教育にも欠かせない存在である。回答からも高校の重要性について認識を共有できたが、ほとんどの中学生が高校に進学する現在、高校は地域に不可欠な基幹インフラである。小中学校と高校の大きな違いは、地方財政措置の仕組みにある。教員の処遇改善や加配措置などの実施は地方財政計画に位置づけられており、地方交付税の総額が確保されなければ、県立高校の教育内容は充実しない。１人１台端末の本人購入に対する県独自の補助など、地域を支える基幹インフラとしての役割を果たすための財源保障が重要である。人口減少に伴う小規模校が地域で果たす役割に配慮し、人口減少に比例して予算が減額されることのないよう、地方財政計画と地方交付税拡大による財源保障に努めていただきたい。

総務省：学習端末については、文科省が今回の概算要求で奨学金の拡充を掲げている。小中学校と同様、地域ごとの課題があることは理解している。文科省の助成内容が確定次第、進めていく。教員の加配措置については主管である文科省の判断が前提となるが、公立高校の存在の重要性については十分認識している。

日高教：4. 公立高校教育の地域公共サービスの観点から公立高校・特別支援学校における防災・減災の推進を図られたい。また、学校施設における避難所としての機能向上を図るため、体育館等へのエアコンやシャワールーム等の設置に向けた財政措置及び支援を講じられたい。

総務省：避難所となる学校の体育館等へのエアコン設置について、災害時における避難者の良好な生活環境を確保するため避難所環境改善は重要であると考えている。指定避難所である体育館等において空調設備やシャワー等の整備を行う場合、その経費については「緊急防災・減災事業債」という地方財政措置が講じられている。補足として、駅等で見られるスポットクーラーのように施工の手間がかからない機材の整備についても、特別交付税措置の対象としている。

日高教：体育館へのエアコン設置やスポットクーラーに関する回答に感謝する。愛媛県では先行して特別支援学校の体育館にスポットクーラーを設置し、栃木県は本年度から、愛媛県、福島県は次年度から体育館へのエアコン設置を進めるとしているが、島根県など未定の地域もあり、地域差が生じている状況である。県立学校の体育館へのエアコン設置は地方財政措置を伴うため時間を要するが、全国知事会からの要望も含め、国としての補助・後押しをお願いしたい。また、稼働に伴う電気代の増加を踏まえ、光熱費についても地方交付税措置を講じていただきたい。

総務省：体育館の空調設備に係る光熱費については、地方財政計画のなかで対応している。スポットクーラーのみならず、空調設備全体の整備についても「緊急防災・減災事業債」の適用対象である。参考情報として、建物自体が断熱されないと空調効率が落ちるため、断熱化工事も財政措置の対象に含まれている。地方債の発行申請は各地方公共団体が行う手続きとなっている。補助の仕組みについて補足すると、体育館の空調設備には文科省の補助金(補助率 1/2)が適用され、残りの 1/2 の事業費についても交付税措置が行われるため、実質的な自治体負担は 25%程度に抑えられる。是非この補助制度を活用していただきたい。

日高教：9. 国家公務員に適用されている広域異動手当について、地方の教育現場においても、中山間地域やへき地へ居住地から 60㎞以上の遠距離異動を余儀なくされる実態が散見される。国家公務員との不均衡を是正し、教職員を含めた地方公務員に対しても同手当の支給拡充が可能となるよう、地方自治法を改正されたい。

総務省：広域異動手当に関する改正については、本国会に提出している一般職給与法改正案の附則において、地方自治法を改正しており、広域異動手当を加える改定を予定している。

日高教：島根県は東西に長く公共交通機関も十分でないため、100㎞を超える長距離通勤を余儀なくされる教職員が存在する。制度が実現すれば、転居等を繰り返しながら勤務している教職員が安心して授業等に専念できるため、来年度からの実施をお願いしたい。

総務省：改正地方自治法の施行は来年 4 月からを予定している。実際に手当を導入するかは各自治体の判断となるため一律ではないが、地域の実情を踏まえ、広域異動手当に加えて兼業に関する手当等についても国に準じた措置を導入できるよう準備を進めている。異動に着目した手当についても順次拡充を図っているところである。

日高教：これまでは制度上国家公務員に限られていた手当が、地方公務にも適用可能になるという認識でよいか。また、人事院勧告で示された内容についても同様に地方公務員へ適用されるか。

総務省:新たに地方公務員を対象とした制度的枠組みが創設されるが、実際に支給するためには自治体の条例で定めることが必要となる。自治体が条例を策定する際には、手当の名称にもよるが、国の制度を参考にしながら適切に制定していくことになる。

〈厚労省要請〉

厚労省からは、労働基準局安全衛生部安全課外国人災害対策係、労働基準局安全衛生部安全課業務第三係、労働基準局安全衛生部労働衛生課メンタルヘルス対策係、職業安定局雇用政策課労働市場情報整備係長、人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室若年者就職援助係長、雇用環境・均等局職業生活両立課法規係長、雇用環境・均等局職業生活両立課法規係長、職業安定局雇用保険課企画係長ら７名が対応した。日高教からは廣瀬卓中央執行副委員長(島根)を団長とする４名が参加した。



要望書を手交する廣瀬中央執行副委員長

日高教:1.令和９(2027)年度厚生労働省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(9) 定年引上げの推進に伴う高年齢労働者の増加を踏まえ、高齢期においても健康で安全に働けるよう、職場環境の改善（エイジフレンドリー指針の推進）や、メンタルヘルス・健康保持増進に向けた企業・自治体への支援措置を強固に講じられたい。

厚労省:高年齢者の労働災害防止及び安全衛生の改善に向け、本年 4 月より高年齢労働者の特性に配慮した作業環境改善や作業管理等の措置を講じることが事業者の努力義務となった。厚労省指針「エイジフレンドリー指針」では、身体機能低下を踏まえた職場環境改善や、健康保持増進、メンタルヘルスケアを含めた心身両面の健康確保策等を定めており、現在その周知を図っているところである。また、指針にもとづく中小企業事業者の取り組みを支援する「エイジフレンドリー補助金」を設けており、作業環境改善や健康確保対策等に取り組む中小企業事業者を支援している。今後も本指針の周知と補助金の活用促進を図り、高年齢労働者が安全・健康に働ける環境整備を推進していく。

日高教:定年引上げに伴い高齢層教職員の活躍が求められているが、現場からは体力的・気力的な不安の声が多く上がっている。特に、実習助手や農業・工業(実習担当)の教員は屋外作業が多く、近年の夏場の酷暑においてファン付き作業着が欠かせない状況であり、自前で購入・用意している実態がある。これらに対する補助や支給制度があると望ましい。先ほど説明のあった「エイジフレンドリー補助金」について、具体的にどのような取り組みが補助対象となるのか教示いただきたい。

厚労省:エイジフレンドリー補助金は中小企業を対象とした制度である。具体的な対象例としては、滑りやすい作業現場(工場・調理場等の油）における滑り止め床の設置等の作業環境改善や、コースによっては熱中症対策器具・物品の導入費用などが挙げられる。本補助金は資金面で限りのある中小企業を支援する趣旨であるため、自治体(公立学校等)は対象外となっている。公立学校の作業着支給や環境整備への支援については厚労省の所管外となるため、地方公務員や教育行政を所管する関係省庁へ要望されたい。

日高教:定年引上げに伴い「給与 7 割水準」や「55 歳での昇給停止」といった措置が取られているが、体力的不安を抱える高齢者層の勤労意欲を維持・向上させる待遇改善が必要である。愛媛県では定年引上げ開始以降、教職員の早期退職者が従来の倍近くに増加している実態がある。ベテラン教職員が働きやすい環境・待遇の改善に向けて配慮いただきたい。

日高教:2.高校生の就職内定率の維持を図るとともに、未就職卒業生や若年層への支援の拡充を図るための施策を引き続き講じられたい。特に、新たに主流となってきた Web 面接等の状況などを把握し、職業情報提供サイト（日本版 O-NET）の運用における環境整備や就職支援ナビゲーター増員等の必要に応じた支援を図られたい。あわせて、大学等に進学する生徒の就労および就労後の定着支援を図られたい。また、ヤングケアラーやその経験者が、ケアの負担によって進路・就職選択で不利益を被ることがないよう、ハローワーク等における専門的な就労支援やキャリア形成支援の体制を拡充されたい。

厚労省:令和８年３月高卒者のハローワーク求人に係る就職内定率は、3 月末時点で 98.9%と引き続き高い水準を維持している。学校現場における進路指導のご尽力に敬意を表する。ハローワークとしては今後も高等学校等と密に連携し、就職支援に取り組んでいく。また、Web・オンライン面接やオンライン職場見学等の新しいニーズに対応するため、就職支援ナビゲーターの確保や研修等による質的向上を図り、きめ細かな支援体制を充実させていく。大学等進学者への支援については、新卒応援ハローワーク等において就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別相談、応募書類添削、面接指導、就職面接会、各種セミナーを開催し、手厚い支援を継続していく。

厚労省:就労後の定着支援について、大学卒業者の 3 年以内離職率は約 3 割となっている。離職防止・職場定着は極めて重要であり、新卒応援ハローワーク等において就職後の悩み相談対応や定着セミナーの実施など、入社後も切れ目ない支援を行っていく。ヤングケアラー等、就職活動時に特別な配慮や支援を必要とする学生に対しては、新卒応援ハローワーク内に公認心理士等の専門家や自治体福祉事務所等と連携した「連携支援チーム」を編成している。担当者制により、就職活動から職場定着まで一貫した支援体制を整備・強化していく。

厚労省:ジョブタグでは、556 種類の職業情報(文章・動画)をはじめ、求められるスキルや賃金等を数値化したデータを提供している。また、適職探しのための職業検索機能、自己診断ツール、キャリア分析機能等を備えており、高校生を含む若年層に広く活用されている。本年３月には、新たにユーザー登録機能を実装したことで、検索した職業情報や自己診断ツールの検索結果を保存・確認できるよう改善を図った。今後も機能強化を進めていくので、進路指導現場で活用いただきたい。

日高教:高卒就職内定率 98.9%という高水準の維持は、ハローワークとの連携の成果であり感謝申し上げる。進路指導部の現場では企業側から「深刻な人手不足」との声を聴いている。今後、景気変動等により求人環境が悪化した際にも、就職希望者が漏れなく内定を得られるよう万全の施策を講じていただきたい。一方、進学者のなかには家庭の経済的困窮により大学・短大・専門学校を中退する例や、高卒就職者の早期離職例も一定数存在する。学校単体での卒業生追跡・支援には限界があるため、ハローワークや「地域若者サポートステーション」と連携した相談窓口・支援体制を継続・拡充していただきたい。早期離職者に対しハローワークでどのような支援が可能なのかご教示いただきたい。

厚労省:高校卒業後の早期離職者に対する支援について、ハローワークでは在校中の就職支援だけでなく、離職後の再相談や在職中

の悩み相談も受け付けている。離職に至る前の在職段階から「仕事を続けられるか」「職場での困りごと」等の相談に応じる体制を整えており、辞めなければ相談できない訳ではない。切れ目ない伴走支援を行っているため、退職・離職に悩む元生徒や卒業生に対してもハローワークの相談窓口を活用するよう周知いただきたい。

日高教：ヤングケアラーである生徒は、家族のケアのための勤務地や勤務時間に強い制約があり、通常の求人マッチングでは希望する進路に就くことが難しい。専門相談員の配置や福祉機関と連携した伴走型支援、ならびに家庭環境に配慮した求人開拓体制の拡充を検討していただきたい。

日高教：3. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、育児・介護休業法をはじめとする関係法令・各種制度について、現場の実態を踏まえたさらなる整備・拡充を図られたい。
(2) 育児休業や子の看護等休暇が取得しやすい環境整備を図られたい。特に、子の看護等休暇については、対象範囲を 18 歳に達するまで拡大されたい。

厚労省：子育て世代が働き続けられる環境整備は極めて重要でると認識している。改正育児・介護休業法(昨年施行)において、子の看護休暇の対象年齢引上げや取得事由の拡大、両立支援の義務化を実施し、制度の周知を行っている。また、中小企業向けには「両立支援等助成金」を設け、制度導入を支援している。子の看護休暇の対象年齢を 18 歳到達までへ一律法律改正することについては、非常に強い法的権利を付与する観点から慎重な検討が必要である。本年度からの両立支援等助成金において、有給の看護休暇制度を 18 歳に達する年度末まで延長した事業主に対する「加算措置」を新設した。こうした助成金を活用し、企業の自主的な取り組みを後押ししていく。

日高教：子の看護休暇について、18 歳までの延長に向け助成金による企業支援を行う姿勢は理解した。しかし、子どもが小学校に上がっても親の支援が不要になる訳ではなく、中高生になっても親の関りが必要な場面は多い。核家族やひとり親世帯が増加するなか、専用の看護休暇がなければ有給休暇を消化せざるを得ないため、制度の拡充を求めたい。また、定年引上げに入り祖父母世代も働いているケースが増えているため、家族全員で子育てを支えられるよう、休暇を取得できる親族の範囲(孫休暇等)を広げる検討をしてほしい。さらに、取得理由についても病気や予防接種だけでなく、授業参観、三者面談、学校行事など、子どもの成長を支える行事参加全般に幅広く使用できるよう対象の緩和を検討いただきたい。

厚労省：取得対象者の拡大(祖父母等)について、法律上の義務づけを拡大するには労働者側・使用者側双方の意見を踏まえた慎重な検討が必要である。ただし、企業が法律を上回る措置として「孫休暇」等を自主導入するよう、指針等で例示・周知を行っている。企業内での理解と　社会的なニーズが高まることが先決と考えている。取得理由の緩和については、本休暇は元来「子どもの養育・病気・予防接種等」を目的として創設された経緯がある。行事参加等への対象拡大については、本来の目的の延長線上に整理できるかを含め、慎重に検討を行う必要がある。

日高教：自治体によっては 18 歳までの看護休暇導入や 3 等親までの対象拡大(福島県等)、企業における孫休暇の導入(島根県等)などの先行事例がある。それらの効果を検証・評価したうえで、制度化に向けた検討を進めていただきたい。

日高教：(4)子どもの不登校で親が仕事を休む場合に介護に関する休暇制度の対象となることについての周知徹底を行うとともに、介護休業給付金の拡充を図り、取得しやすい環境整備を進め、介護に係る経済的・精神的負担の軽減と離職の抑制を図られたい。

厚労省：不登校及び介護離職防止について、子どもが不登校状態にある場合、個々の状況に応じて介護休業制度等の対象となり得る点について、関係省庁と連携し昨秋リーフレットを作成・周知した。介護休業給付金の給付については、雇用保険制度の趣旨(給付と負担のバランス)から慎重な検討を要するが、介護休業の利用率向上のため、改正法にもとづき「介護直面時の個別周知・意向確認」「相談窓口の設置」等を事業主に義務づけた。あわせて、両立支援等助成金のなかにある「介護離職防止支援コース」という制度を通じ、時間単位で取得できる介護休暇制度等の導入支援・周知を丁寧に進めていく。

日高教：島根県では不登校の生徒数が全国的に見ても高い割合を示している。教員自身が子どもの不登校に対応するため、年次有給休暇(持ち越し含む 40 日分等)を使い果たし、結果として離職・退職に追い込まれた事例が存在する。教員が制度を知らずに離職することを防ぐため、組合としても休暇制度の周知に努めているが、休暇の利用目的に「不登校対応」が明確に示される機会は少ない。子どもが不登校になり始めた「最初の数日間」の関わりが非常に重要とされる。子の看護等休暇の目的に不登校対応が含まれることが明確になれば、休暇取得の助けになるだけでなく、社会全体の不登校に対する理解深化にもつながる。文科省・厚労省ともに継続して要望していきたい。また地方では医師不足が深刻であり、学校医(特に耳鼻科等の専門医)の確保すら困難な地域が出ている。教員が安心して働き、子どもたちが豊かに学べる環境づくりに向け、今後も国や自治体と連携して協議を続けていきたい。

〈財務省要請〉

財務省からは主計局文部科学係主計官補佐、主計局地方財政担当補佐の２名が対応した。日高教からは、松下中央執行副委員長（徳島）を団長とする５名が参加した。


要望書を手交する松下中央執行副委員長

日高教：2. 教育予算の編成にあたっては、各施策・事業の成果や費用対効果に関する検証を踏まえ、真に必要な施策や事業を精査したうえで、必要な予算の十分な確保をされたい。その際、単なる一律の予算圧縮を行うことなく、物価高騰の影響や財政基盤が脆弱な地方自治体の教育現場のニーズを把握し、予算に反映されたい。

財務省：文科省関係の立場として、高校教育に携わる皆様からの貴重な声を具体的に聞きたいと考えている。小・中・義務教育に対して文科省が注力している一方、高校生に対しては、例えば令和８年度に就学支援金を少し拡充・マイナーチェンジし、なるべく広い生徒や保護者に支援の手が届くよう充実させてきた。本日、要望書に書いていただいた取り組みの成果や様々な検証をしたうえで、新しい仕組みとしてどういうものが有効なのかを１つ１つ考えていきたい。10 月 22 日にも、財政制度審議会を開催し、センセーショナルな報道がなされた面もあるが、どのような検証を行いながら物事を考えていくべきか、大事に進めていきたいと考えている。要望書にあるような一律の予算の圧縮

は全く考えていないため、物価高や他律的な要因に応えていける観点、あるいは効果検証を考えながら、1つ1つの予算を丁寧に編成してまいりたい。11月になったばかりであり、個別1つ1つの事業の方向性や予算の具体形までは決定していない状況であるが、文部科学係として現状の予算査定を行っていきたい。義務教育では、教員の働き方改革に向けて、標準法の改正による少人数学級や教員定数の改善に加え、DX化など、教員の業務負担を軽減するための様々な施策が進められている。一方、高校では、文科省からの直接的な補助ではなく、財政支援の仕組み自体が義務教育とは異なっている。このような制度の違いも踏まえ、高校現場ではどのような課題があり、現在の支援で不十分な点や今後必要とされる改善について、現場の受け止めや展望を伺いたい。

日高教：日本の公的支出に占める教育費の割合は、OECD加盟国平均の11.8%に対して7.9%と低く、加盟国のなかでも下位に位置している。学校現場では、教員の長時間勤務や教員不足、施設設備の老朽化などの課題が深刻化している。特別支援学校では、児童生徒の体温管理や排泄指導に対応できる環境整備も求められている。また、高校の少人数学級については、40人学級ではなく35人・30人学級を望む声が多く、きめ細かな指導や進路指導の充実のためにも、その実現に向けた予算措置をお願いしたい。さらに、定時制・通信制高校では、発達面で支援を必要とする生徒や外国籍の生徒が増加しており、日本語指導や多言語対応など教員の負担が大きくなっている。こうした状況を踏まえ、必要な支援体制の充実を図っていただきたい。加えて、教員の週当たり授業時数については15時間程度が望ましいとの声が多い一方、小規模校では18～20時間を担当する教員もいることから、授業時数の軽減についても配慮いただきたい。

日高教：4.人口減少地域をはじめとする地方において、公立高校教育などの地域公共サービスを持続的に維持・保障するため、地方財政計画における教育関連歳出の算定基準を引上げるとともに地方交付税総額の拡大をはじめとする財政措置を確実に講じられたい。

日高教：地方では、離島や中山間地域を抱え、人口減少や少子化が進んでいるが、子どもの数が減少しても教育に必要な機能や学校の役割は変わらない。小規模校であっても必要な教育環境や教員数を確保できるよう、児童生徒数だけを基準とせず、地方の実態に応じた財政措置をお願いしたい。具体的には、①教員定数の改善、②教員の待遇向上、③多面的な財政支援の3点を要望する。教員の給与は人事委員会勧告により引上げられているものの、地域によって賞与の支給月数や年収に差があり、教員の人材確保や都市部への人材流出にも影響している。子どもたちにとって十分な教育環境を維持するため、こうした地域間の待遇差にも配慮いただきたい。また、公立学校や特別支援学校は教育機関としての役割だけでなく、若年層の地域定着や子育て世代の移住・定住を支える地域社会の基盤でもあることから、地方創生施策や交付金との連動による多面的な財政支援をお願いしたい。

財務省：令和8年度は地方財政の総額として約20.2兆円を確保している。地方公共団体が安定的に行政運営を行えるよう、指摘された観点も踏まえながら、必要な財源の確保に向けて、引き続き総務省と十分に協議していきたい。

日高教：6.令和9(2027)年度文部科学省の概算要求事項を反映した政府予算案とされたい。

(1)　少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1学級あたりの標準生徒数を全日制課程30人、定時制課程20人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、教員1人あたりの担当授業時数が週15時間以下となるよう、取り組まれたい。

日高教：発達障害などの診断がある生徒に加え、支援を必要とするいわゆるグレーゾーンの生徒も増えており、特に工業高校では実習時の安全確保も含め、一人ひとりに目を配る必要がある。そのため、全日制30人、定時制20人の少人数学級が望ましい。40人学級では、支援を必要とする生徒への対応が難しく、普通教科・専門教科を問わず、きめ細かな指導を行うには学級定員の引下げが必要である。また、現行の標準法では生徒数の減少に伴って教員定数も減少するため、学級規模を縮小しても教員数が減らないよう、定数改善を含めた抜本的な制度の見直しをお願いしたい。日高教のアンケートでも、現場からは生徒数の削減とともに教員の増員を求める声が多く、望ましい学級規模として30人程度が挙げられている。さらに、工業高校では実習があるため授業時数が多く、私自身も生徒指導の担当でありながら週16時間、ほかの教員は週20時間を超える場合もある。生徒への指導を充実させるためにも、教員の授業時数を見直し、教員を増やすことを求めたい。

日高教：(4)教員不足の解消及び優秀な人材の確保に向け、大学等で奨学金の貸与を受けた者が教員に着任した場合の返済免除制度について、地方自治体の独自の返済支援事業への財政措置を含め、確実な予算措置を講じられたい。

日高教：奨学金返還支援事業について、令和7年度は約366人が返還免除の対象となったと聞いているが、今後、対象者や適用範囲を拡大できないか伺いたい。現在、各都道府県では独自に奨学金返還を支援する制度に取り組んでいるが、自治体によって支援内容や実施状況に差がある。こうした都道府県独自の取り組みを国として後押しし、全国的に支援を広げていくことはできないか、検討をお願いしたい。

財務省：令和9年度概算要求に盛り込まれている教員の奨学金返還免除については、小中学校の教員が対象であり、高校教員は含まれていないと認識している。この制度は、教員採用試験の倍率低下や教員不足を背景に、教職の魅力向上を図る施策として位置づけられているが、奨学金返還免除によって教職の魅力が高まるのか、また、警察官や医療従事者など他の職業との公平性をどう考えるのか、疑問も感じている。一方、教員不足は深刻な課題であり、少人数学級を進めるためにも教員の確保が必要となる。子どもたちの教育を担う教員は誰でもよいわけではなく、質の高い人材をどのように確保していくのか、教員不足の解決に向けた考えや方策を日高教側に伺いたい。

日高教：現場で勤務しながら組合活動にも携わっているが、担任する高校3年生に教員志望者はほとんどおらず、大学進学を希望する生徒のなかにも教職を選ぶ者は少ない。理由として、待遇面への不安だけでなく、高校生を教える自信がないなど、様々な声が聞かれる。また、島根からの発言にもあったように、地方では都市部に比べて勤務条件などで不利な面があり、人材確保が一層難しくなっている。徳島は関西圏に近く、若い人材が県外へ流出しやすいこともあり、地方で教員をはじめとする人材を確保していくことの難しさを強く感じている。

日高教：教員は誰でもなればよいというものではなく、若い世代に教員をめざしてほしいという点には同感である。教職の魅力や人材確保を考えるうえで、予算の使い方として、定年延長後の再任用教員の待遇改善も検討してはどうか。再任用教員は給与が大幅に下がる一方、長年の経験や知識を持ち、子どもたちだけでなく若手教員の育成にも貢献できる存在である。こう

した教員の処遇を改善し、若手教員を支えたり、教職の魅力を広く伝えたりする役割を担ってもらうことで、経験豊かな教員から若手へと知識や技術が受け継がれる好循環が生まれるのではないか。奨学金返還免除だけでなく、こうした人材の活用や待遇改善にも予算を充てることを検討してほしい。

財務省：暫定再任用教職員の待遇改善など、予算面からの対応も教員不足の解決策の一つになると考える。一方、少子化によって子どもの数が減少していることも踏まえ、地域の実情や人口動態などを見ながら、適正な学校規模や学級規模の在り方を検討する必要がある。これまでの施策の成果も検証しながら、財政面だけでなく、関係者の意見や知恵を借りて、全体として望ましい学校の在り方を考えていきたい。また、高校時代の担任教員は卒業後も心に残る存在であり、教員が担っている仕事の重さと意義を改めて感じている。引き続き、現場からの意見を聞かせてほしい。

日高教：私自身は民間で機械設計の仕事に携わってきた経験があり、高校生に自動ドアの仕組みなどを教えた際、技術に興味を持つ生徒の姿を見て、自分の経験を伝え、技術者を育てたいと考えて教員の道に進んだ。教員をめざすきっかけは人それぞれであり、奨学金返還免除などの経済的支援も、教職に関心を持つ一つのきっかけになると考える。一方、教員の仕事が「ブラック」と捉えられたり、体罰や大声で叱るといった過去の学校現場のイメージが保護者世代に残っていたりすることも、教員志望者の減少に影響しているのではないか。工業高校では、安全指導のために厳しく注意したり、大きな声を出したりする場面もあるが、地域産業を支える技術者を育成する重要な役割を担っている。また、福島県では地方の学校で学科を維持するため、定員を 40 人から 35 人にしている例がある。学級数を減らすと建築科や電気科などの学科そのものがなくなり、地域の専門教育を維持できなくなるためである。こうした地域や専門高校の実情も踏まえた制度・定数の在り方を検討してほしい。

〈こども家庭庁要請〉

　こども家庭庁からは、支援局総務課課長補佐、成育局保育政策課公定価格担当室主査、成育局成育環境課児童手当管理室係長、成育局成育環境課専門官、成育局成育環境課係員ら８名が対応した。日高教からは池内大輔中央執行副委員長(愛媛)を団長とする４名が参加した。


要望書を手交する池内中央執行副委員長

日高教：1. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）について、特別な支援が必要な児童・生徒への対応について、文部科学省と連携して実効あるものとなるよう取り組まれたい。

こ家庁：いじめや不登校への対応は学校が主体となるが、「COCOLO プラン」に記載のとおり、従来から教育委員会、文科省、学校が連携して対策を推進している。文科省が「子どもの学びの支援」を担うのに対し、当庁は「子どもの育ち・子育て支援」の観点から取り組みを進める立場である。不登校をはじめとする課題には、学校だけでは把握しきれない家庭事情や人間関係など、多様な要因が複雑に関係していると指摘されている。そのため、学校や教育委員会のアプローチを相互補完する形で、医療・福祉等の部局も含めた地域全体で支援を行う必要がある。当庁では、首長部局がコーディネートするモデル事業「不登校の子どもへの切れ目のない支援事業」を実施しており、令和７年度に引き続き令和９年度概算要求に盛り込んでいる。今後の調査研究成果を踏まえた予算の見直しや全国展開を視野に入れつつ、モデル事業を通じて好事例を収集・横展開していきたい。

日高教：文科省の調査でも示されているとおり、発達障害やその疑いのある児童生徒は不登校リスクが高い傾向にある。島根県のように言語の壁から不登校になる事例や、地方において人的支援が得られず不登校の外国人児童生徒が増加している事例も見られる。地域により課題や外国人児童生徒の割合は異なるが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の人的支援拡充について、こども家庭庁から文科省へ強い要望を出してほしい。また、モデル事業の成果や好事例については、調査結果がまとまり次第、現場で参考にできるような速やかな周知・情報提供をお願いしたい。

日高教：3. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。
(2) 第３子以降を中心に拡充・実施されている、児童手当や幼児教育・保育の無償化については、子育てへの参画意欲を促せるよう、第１子からの拡充・実施を検討されたい。

こ家庁：児童手当については、令和６年 10 月より「次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援」としての位置づけを明確化するため、制度の拡充を行ってきた。抜本的拡充の一角として、特に３人以上のお子様がいる世帯割合の減少や、複数児童を養育する家庭の経済的負担の大きさを考慮し、第３子以降の支給額を月額３万円へ増額した。あわせて、第１子を含む児童への支援拡充、支給対象期間の「高校生年代(18 歳到達後の最初の年度末)」までの延長、及び所得制限の撤廃を実施している。まずはこれらの拡充内容を着実に実施し、「加速化プラン」の推進に努めていきたい。

こ家庁：幼児教育・保育の無償化について、３歳から５歳児は対象となっているが、０歳から２歳児については利用率が約半数にとどまる現状等を鑑み、現在は住民税非課税世帯及び第３子を無償、第２子を半額、第１子を有料としている。 ０歳から２歳児の完全無償化への要望は認識しており、重要な課題と捉えているが、財源の確保や保育の質の維持・人材確保の観点も極めて重要である。それらの要素に十分配慮しながら、検討を進めていく必要がある。

日高教：3 人の子育て経験者としての実感だが、経済的負担や育児の大変さは人数にかかわらず、１人目・２人目の段階から必需品の購入(ベビーカー等)をはじめ大きく発生する。昨今の物価高騰に伴い、第１子にかかる費用も増加しており、日高教のアンケートでも若手教職員が生活費や日用品費の負担に苦しんでいる実態がうかがえる。そのため、第１子・２子への手当増額も望まれる。また、自治体ごとの人口や財政規模の違いにより子育て支援の充実度や選択肢に差が生じている。地域の個性を生かした工夫も理解できるが、国が全体的な基準を引上げ、全国どこにいても手厚い支援が行き届くようにしてほしい。現場の女性教職員からも「保育園が見つからず、働きたいのに育休を延長せざるを得ない」という切実な声が上がっている。こうした地方の現状に配慮し、教員が安心して働ける環境を整えることが、より良い教育への還元につながると考えている。

日高教:5.子どもの自殺対策、いじめ防止対策や不登校児童生徒の支援の強化について、文科省と連携しながら迅速に対応されたい。なお、不登校児童生徒への対策については、学校へ過度な負担とならないよう配慮されたい。

こ家庁:子どもの自殺対策における文科省との連携については、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において関係省庁が一丸となり、総合的な推進に向け「こどもの自殺対策推進パッケージ」を取りまとめて取り組んでいる。また、令和7年の自殺対策基本法の改正により、地方公共団体に「自殺防止のための協議会」を設置できるようになり、教育委員会も含む地域の関係機関が連携する仕組みが整備された。今後も文科省をはじめとする関係省庁と連携し、地方公共団体における協議会の設置推進や関係機関の連携を通じ、自殺防止対策に努めていきたい。

こ家庁:文科省との共同所管であるいじめ防止対策については、関係省庁連絡会議の定期開催などを通じて連携を図っている。文科省が学校内での基本方針策定や支援を担い、当庁が地域(特に首長部局)での支援を担う役割分担のもと、首長部局による「いじめ解消モデル事業」(令和5～7年度の3年間)を実施し普及を図っているところである。 また、子どもたちの悩みがいじめにとどまらず学校関係や家庭など多岐にわたることを踏まえ、本年度よりワンストップで悩みを受け止め解消まで支援する「地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業」が実施されている。本事業は、首長部局と学校・教育委員会等が連携する体制を構築し、地域の関係機関が一体となって相談・解消をめざす取り組みであり、これを通じていじめ対策等の更なる強化を図っていきたい。

こ家庁:「学校への過度な負担とならないよう配慮されたい」という点について、具体的な意図や背景を伺いたい。

日高教:例えば愛媛県では、県立高校へのスクールカウンセラー全校配置(希望制)が2年目に入り、スクールソーシャルワーカーも3地区(東予・中予・南予)に各2人配置され効果を上げている。不登校対策の最前線に立つのは担任だが、一人で抱えきれない課題も多いため、担任を支えるシステムの構築(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用等)が必要である。しかし現行では年間の勤務時間に制限があり、人員不足から拡充が求められている。不登校児童生徒や家庭との対話には膨大な時間が必要であり、特に特別支援学校においては担任 1 人あたりの児童生徒数が少なく設定されているものの、一人ひとりに応じた丁寧なアプローチを要するため相応の時間を要する。また、愛媛県では特別支援学校には配置されていないのが現状である。担任教員の負担を軽減しサポート体制を整える意味で、「学校(担任)への過度の負担とならないような配慮」を求めている。

日高教:6.児童福祉法（第6条の3第2項）上、放課後児童クラブの対象は小学校全学年とされているが、実態としては小学3年生までを対象とする施設が多く、高学年の受け皿が不足している。特に地方においては、都市部のように自力で通える塾や習い事などの代替的な居場所が少なく、自宅で孤立して過ごす児童が多数存在し、「小4の壁」が深刻化している。こうした状況は、教職員をはじめとする多くの保護者が不安を抱えながら勤務を余儀なくされるなど、働き方や継続就労にも大きな影響を及ぼしている。つきましては、高学年の受け入れについて民間等へ委ねるのみならず、各地域の公的な放課後児童クラブにおいて高学年児童が確実に入所できるよう、国として、自治体の受け入れ体制強化に向けた人員確保や施設整備等のための十分な予算措置を講じられたい。

こ家庁:待機児童問題に対し、当庁では「放課後児童対策パッケージ2026」にもとづき、開設場所の確保方法等について周知を行っている。クラブの持続可能性を確保しつつ、小学校施設等の既存施設の活用を一層推進していく方針である。また、待機児童が発生している自治体への施設整備費補助率の嵩上げや、常勤職員2名以上配置時の運営費補助基準額の引上げ、各種処遇改善事業(月額9,000円相当の賃金改善等)を継続している。一方、低学年を優先利用させた結果、高学年の待機児童が発生する傾向にある。高学年の発達段階やニーズに応じた居場所確保のため、主体的に参加できる場を構築するモデル事業を令和9年度概算要求に盛り込んだ。今後も市町村による受け皿整備及び多様な居場所の確保が行えるよう、必要な支援を継続していく。

日高教:松江市のように、公的放課後児童クラブの対象が小学3年生までに限られている自治体では、4年生以降の受け皿が不足している。民間の事業所を探す必要があるが、学校周辺になく市街地まで送迎バス等で通わねばならず、選択肢も1～2か所程度と極めて限られている。説明会への参加や抽選・くじ引き等で利用の可否が決まり、結果として利用できない児童が発生する状況である。児童福祉法上は小学校全学年が対象とされているが、このように自治体の判断で受け入れ対象を限定することが可能な仕組みとなっているのか、伺いたい。

こ家庁:児童福祉法上の設置運営基準では全学年を対象としているが、実際の運営においては各自治体が国の基準を参照しつつ、条例によって対象児童を定めている。自治体ごとに適切な運営を図るため、条例を通じて決定される仕組みとなっている。

日高教:民間における取り組みが自治体全域に広がるよう、国からの働きかけをお願いしたい。国による補助率引上げ等の支援には感謝しているが、現場では施設や人員が不足しているため、人材育成面への更なる手厚い支援を期待したい。特に長期休業中の受け入れ先の確保は、共働き世帯にとって大変重要である。

次号案内「1046号 全国教育研究集会」